

総 政 企 第185号
平 成17年12月9日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵

諮問第305号
船舶船員統計調査の中止等について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2の規定に基づき、別添「船舶船員統計調査の中止計画等（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

国土交通省は、船舶船員統計調査（指定統計第28号を作成するための調査）のうち、船舶調査については、行政ニーズが低下しており、調査を行う必要性が乏しいと判断されること、また、船員調査については、これまで同調査で把握してきた調査事項を船員法（昭和22年法律第100号）に基づく事業状況報告において把握するとしていることから、別添のとおり、船舶船員統計調査を平成18年調査から中止することを計画している。

また、船員調査を補完する調査として実施している船員需給総合調査（統計報告の徴集）についても併せて見直しを行い、船員法に基づく事業状況報告で把握できない部分に限定した調査を平成18年調査から実施することを計画している。

今回の中止計画等については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。